

建築物空気調和用ダクト清掃業の登録を受ける方へ

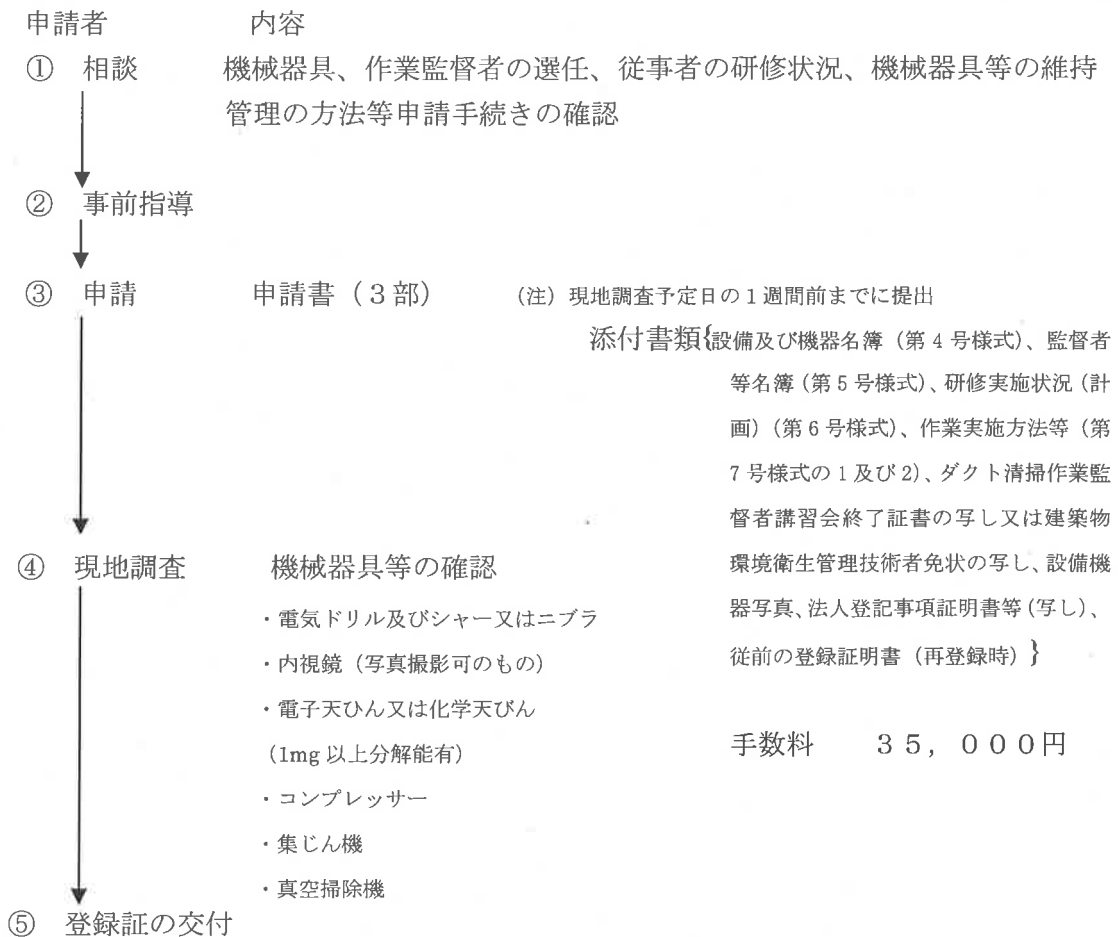
建築物空気調和用ダクト清掃業とは：建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業

- 登録を受けようとする方は、営業所（事業活動の根拠地かつ契約を締結する場所、単なる作業員控室等を除く）ごとに営業所の所在地を管轄する保健所にて下記手続きを行ってください。

なお、営業者が登録を受けない場合は、業務が制限されることはありませんが、登録業者又はこれに類似する表示を行うことができません。

登録の有効期間は6年であり、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には、新たに登録（再登録）を受けなければなりません。

登録までのフロー図



※申請書記載上の注意事項

- 申請書（第3号様式）の「住所」、「氏名又は名称」の下欄に代表者の住所及び氏名を記載してください。
- 研修実施状況（計画）（第6号様式）には、新規の場合は、過去1年の実施状況及び今後1年の計画、再登録の場合は、過去6年の実施状況及び今後1年の計画において、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全・衛生を記載してください。また、「対象従業員数」には、作業に従事する者すべての人数を記載してください。
- 作業実施方法等（第7号様式）には、以下の内容を記載してください。

（告示第117号参照）

- ①作業工程（ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。）
- ②機械器具等の点検の方法

③ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法

④作業報告作成の手順

※登録後の注意事項

- 作業従事者に対する研修は、年1回以上実施する必要があります。
- 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者として登録を受けることはできません。また、同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具又は同一の監督者等で登録を受けることはできません。
- 登録業者は、変更又は廃止があったときは、30日以内に届出をしてください。
- 変更の届出が必要な事項
 - ①氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
 - ②登録基準に係る主要な機械器具その他の設備：変更後の機械器具の概要を記載した書面
 - ③監督者等：変更後の監督者等の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類
 - ④作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法：変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

○清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年3月26日)
(厚生労働省告示第117号)

第三 規則第26条の3第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 一 ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。
- 二 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。
- 三 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。
- 四 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。
- 五 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 六 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。